

第 4 2 9 回
令和 8 年度第 2 回北海道地方最低賃金審議会
議 事 録

令和 8 年 7 月 28 日

北 海 道 労 働 局
北海道地方最低賃金審議会

1 日 時 令和8年7月28日(火) 13:25～14:15

2 場 所 T K P 札幌駅カンファレンスセンター ホール3B

3 出席者

【委員】

公益代表 亀野委員、國武委員、片桐委員、八重崎委員、渡辺(達)委員

労働者代表 金子委員、関口委員、藤田委員、山田委員、渡辺(謙)委員

使用者代表 池田委員、片岡委員、久郷委員、馬込委員、渡部委員

【事務局】

労働局長、労働基準部長、賃金室長、賃金室長補佐、最低賃金係長

4 議事次第

- (1) 中央最低賃金審議会における目安答申の伝達について
- (2) 北海道最低賃金の改正決定に係る意見書について
- (3) 事業場実地視察について
- (4) 北海道地方最低賃金審議会専門部会委員の任命等について
- (5) 北海道最低賃金の改正に係る労使の意向表明について
- (6) 特定最低賃金改正に係る必要性の有無の諮問について
- (7) その他

5 議事内容

○賃金室長補佐

令和8年度第2回北海道地方最低賃金審議会を開催します。

本日の北海道地方最低賃金審議会は、委員全員の出席をいただいておりますので、本審議会が有効に成立していることを報告します。

また、本日の審議会は公開にて開催しております。会場には傍聴されている方が13名と取材のため2名の記者の方がいらっしゃいますことを報告します。

なお、片桐委員におかれましては、所要により午後2時20分頃をもって退席します。

それでは、審議会の議事進行を亀野会長にお願いします。よろしくお願いします。

○亀野会長

それでは、議事次第(1)「中央最低賃金審議会における目安答申の伝達について」です。事務局から説明をお願いします。

○賃金室長

本日、中央最低賃金審議会の目安の答申について伝達を予定しておりましたが、

昨日までに目安答申が行われませんでした。

本日も目安小委員会が開催されており、本日中に答申されるか分かりませんが、目安の答申が行われれば、審議会委員の皆様にも速やかに情報提供を行うとともに、御承認いただければ、専門部会において目安額の伝達を行いたいと考えております。以上でございます。

○亀野会長

事務局の説明につきまして、何か質問等がございますか。

○各委員

なし。

○亀野会長

目安伝達については、中央最低賃金審議会の答申後に専門部会で行うことにしたいと思います。よろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○亀野会長

異議なしということで、目安の伝達は専門部会で行うことにいたします。

次の議事に進みます。議事（２）「北海道最低賃金の改正決定に係る意見書について」です。事務局から説明をお願いします。

○賃金室長

最低賃金法第25条第５項に基づく関係労働者及び関係使用者に対する意見聴取につきましては、第１回本審で御承認いただきましたとおり、令和８年７月１日に公示し、７月22日水曜日を期限として意見を求めましたところ、１ページからの資料番号１のとおり、４件の意見書が提出されましたことを報告します。

それぞれの報告書の概要を説明いたしますと、北海道労働組合総連合様からは、「物価高騰のもとで広がる貧困と格差の是正、北海道の経済活性化のため、最低賃金の地域間格差（額）を解消し、全都道府県で最低生計費（1,700円以上）に引き上げる答申・付言をすること、最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小企業・小規模事業所が賃上げを行うための直接的な助成措置を行うとともに、原材料費と人件費が価格に適正に反映される仕組みを国に要請することを求める」として、「労働者の生活の安定等を保障する答申を行うこと、地域間格差の解消、法定発効、中小企業支援策等、５点の意見」が述べられております。

次に、全国ユニオンに所属している介護労働者である山本健太郎氏からは、「賃上げについては、本年６月に介護報酬の臨時改定により約３～４％上がったこと、現

在の北海道最低賃金は、全ての職種が低いとまではならないが、職種によっては低すぎる職種もあると感じていること、最低賃金については、医療・介護・福祉に関してはもっと待遇が良くなってもいいのではないかと思う」との内容です。

次に、ビルメンテナンス業と警備業を経営している芙蓉株式会社様及び株式会社キタデン様からは、「最低賃金は人口減少が続く、厳しい経営環境にある地方圏の状況にも十分配慮すべき。物価高騰により労働者の生活は厳しい状況になっていることから最低賃金の増額は必要不可欠と認識しているが、前年度並みの増加率が継続した場合、企業経営に多大な影響がある。価格転嫁もこれまでより抑制傾向となると予想している。令和6年度並みの増加額（50円）が限界値と推察している。

最賃が引き上げられた場合の業界に与える影響は、扶養範囲内を希望するパートは、労働時間を減らす傾向になり、人手不足がさらに深刻化すること、社保適用拡大に伴う労働原価の増加につながることで、赤字経営や財政難の地方自治体に対し価格転嫁を求めるのは至難の業である。最低賃金の増加に伴って、パート労働者の賃金改定をしても、価格転嫁ができなければ、最賃以上で働いている中間管理職の賃上げ幅の抑制につながりかねない。

発効日については、発注者の官公庁は4月を契約の始期としており、改定の影響を半年受ける都道府県と受けない都道府県では公正に欠ける。発効日の全国的な統一を行い、最賃改定による経営の影響が生じない官公庁発注を推進していただきたい」との内容です。

次に、多機能型社会福祉事業を行っている株式会社りんけい様からは、「障害者就労支援事業所A型では、生産性の上がる事業売り上げを達成する事業所は極端に少なく、給与は事業売上から支払うことを厳格化されており、事業断念等が増大している。そもそも一般の労働者と同じ扱いにしていることが、事業運営に大きな支障をきたしている。短時間就労は維持しつつ、将来における一般就労に向けた機能訓練の場として最低限度現状の時給で継続させていただきたく、業界の意向として判断を願う」との内容です。

意見書につきましては以上になります。

続きまして、5ページからの資料番号2は、令和8年6月30日から7月16日までに提出されました、道議会及び北海道内の市町村議会からの要請書の一覧です。内容は、第1回の本審で説明いたしました内容と同様のものとなっております。

また、15ページからの資料番号3は、北海道内の各団体から提出されました要請書等の一覧です。

札幌弁護士会から提出されました意見書の概要は、「最低賃金法の目的である最賃法第1条を実現するため、政府、中央最低賃金審議会、北海道最低賃金審議会及び北海道労働局長に対し、最賃の地域間格差を解消し、北海道を含めた全国の最低賃金額について、その時間額が可及的速やかに1,500円以上となることを目指してさらなる大幅な引上げを行うことを求める。また、政府に対しては、中小零細企業への実効的かつ十分な支援策を直ちに実施するとともに、早急に全国一律最低賃金制度の実現に向けた具体的な取組みを開始するよう求める」との内容です。

次に、労働組合からの要請書は、北海道最低賃金の改定にあたっては、全国平均より低い北海道最低賃金を地域間格差是正の観点から、今後出される目安金額を大幅に上回る改定をするよう強く要請する。早期の最低賃金引き上げ発行は、全労働者の利益であり、遅くとも10月1日発行に向けて最大限配慮するよう求める。」となっております。以上となります。

○亀野会長

事務局からの報告につきまして、何か御意見がございますか。

○各委員

なし。

○亀野会長

よろしいでしょうか。それでは次の議事に進みます。議事（3）「事業場実地視察について」です。事務局から説明をお願いします

○賃金室長補佐

資料31ページの資料番号4を御覧下さい。

視察先事業場からは匿名の要望を受けておりますので、具体的な事業場名の報告は控えさせていただきます。

実施日は7月15日水曜日で、視察には公益代表委員3名、労働者代表委員2名、使用者代表委員3名の御出席をいただきました。

視察先は札幌市にある食料品製造業で、労働者数は約180名です。

当日の視察は、事業場から事業概要の説明を受けましてから、委員による工場視察を行いました。工場視察後に、事業場からの賃金等に関する説明と、委員からの質疑応答が行われました。内容は次のとおりでございます。

事業場の賃金の最低額は、時給1,105円で、常用労働者及び臨時労働者の販売職及び製造職に当該金額で雇用されている労働者がいます。

最低賃金引上げの影響につきましては、人件費の増加、採用競争の激化、年収の壁による就業調整、製造機械導入による省力化や生産性向上への切替えが必要であるとの説明がありました。

人件費・物価高騰による影響、価格転嫁の状況等については、利益率への圧迫があり、業績低迷も懸念されること、価格転換もやむを得ない情勢だが、売上げにも直結するので社内議論が必要であること、2年ごとに各アイテム10円から100円の価格改定を実施したことの説明がありました。

各種助成金の活用状況は、令和6年度に「ものづくり補助金」の交付を受けたとの説明がありました。なお、助成金の手続の煩雑さ、交付後の対応に苦慮することがあると述べておりました。

人手不足対策については、スポットワーカーの採用や派遣スタッフを利用してい

るとの説明がありました。

最低賃金の審議に当たっての要望は、引上げ率がここ数年高いので、もう少し緩やかな上げ幅をお願いしたいとのことでした。

実地視察の報告は以上でございます。

○亀野会長

事務局からの説明について、何か御意見・御質問はございませんでしょうか。参加された委員の皆さんはありがとうございました。

○各委員

なし。

○亀野会長

よろしいですか。それでは次に議事に進みます。議事（４）「北海道地方最低賃金審議会専門部会委員の任命等について」です。事務局から説明をお願いします。

○賃金室長

最低賃金法第25条第２項及び第３項並びに最低賃金審議会令第６条第１項に基づき、令和８年７月１日に公示し、７月15日期限として推薦公示を行った結果、33ページの資料番号５のとおり、北海道地方最低賃金審議会専門部会委員が任命されましたので報告します。

○亀野会長

事務局の説明につきまして、何か質問等がありますでしょうか。

○各委員

なし。

○亀野会長

専門部会の委員に任命された方は、審議についてよろしくをお願いします。ほかに専門部会について何かありますか。

○賃金室長

専門部会の議決についての提案でございます。

議決につきましては、最低賃金審議会令第６条第５項において、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる」とされております。北海道におきましては、これまで最低賃金専門部会が全員一致で決議された場合は、その決議を審議会の決議としておりますので、本年度におきましても、最低賃金専門部会が全員一致で決議された場合は、

その決議を審議会の決議とすることにつきまして御承認をお願いします。

○亀野会長

事務局の提案は、専門部会で全員一致と決議された場合は、それを審議会の決議にするということです。いかがでしょうか。

○各委員

なし。

○亀野会長

それでは事務局の提案どおり、「最低賃金専門部会が全員一致で決議された場合は、その決議が審議会の決議とする」と決定してよろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○亀野会長

異議なしということで、専門部会の議決については、事務局の提案どおりとさせていただきます。

次に、議事（５）「北海道最低賃金の改正に係る労使の意向表明について」に入ります。

北海道最低賃金の改正についての基本的な考え方を表明していただきたいと思います。労使とも資料を用意していただいているとのことですが、資料の公開・非公開をどのようになさいますか。労働者側はどうなさいますか。

○山田委員

公開して構いません。

○亀野会長

使用者側はいかがでしょう。

○池田委員

非公開をお願いします。

○亀野会長

非公開ということですね。

それでは、労働者側は公開、使用者側は非公開という希望でしたので、労働者側からの資料のみを公開という取扱いとさせていただきます。

それでは最初は、労働者代表委員から意向の表明をお願いします。

○山田委員

労働者代表委員の山田です。

私から労働者側の考えを述べさせていただきたいと思います。A4横版になります「2026年の北海道地域最低賃金の引き上げ」という表題で、6点について述べていきたいと思います。一部、訂正もありますので、よろしくお願いします。

2ページ目、1-1. 世界と比較すると日本の最低賃金は低いというところで、以前ですと、OECD加盟国の最低賃金、購買力平価としたものを載せていたのですが、残念ながらOECDデータは、何十何ドル何セントまでいなくて、端数がなくなってしまったものですから、今回は購買力平価無しに、連合本部で作った資料で、日本円に換算した金額を載せています。先進国と言われるところですが、日本の最低賃金は平均で1,121円。これは韓国、アメリカに次いで3番目となっておりますが、アメリカは御存知のように連邦最賃額ですから、各州、各都市でそれぞれ最賃額が決まっておりますので、アメリカの最低賃金は、ほぼ使われてないと思っております。そういった意味では、ヨーロッパはかなり高い水準ですし、購買力平価に直していないのでわかりませんが、それでもやはり全体を見れば高いというところが見て分かると思います。

次のページ1-2になりますが、「最低賃金の世界基準である自国の平均年収の50%、または中央値の60%にすべきである」というところです。これもOECD加盟国で、きちんとデータが載っておりますので、順番に並べたものとなっております。これも連合本部で作成した資料になります。毎年作っておりましたので、今回は、平均年収の方は載せていませんが、中央値、EU指令等々ではもう60%というのが決まっております。一部ではもう60%を超えている国もあるということですが、これを見ますと、日本は左から4番目ということで、ラトビア、エストニア、アメリカと、この3つしかないということになっています。これをまずは50%、中央値の50%、将来的には60%に引上げていくべきではないかということは申し上げておきたいと思います。

次に、2-1の4ページ目になりますが、「経営者は非正規雇用労働者の処遇改善を」ということで、就業環境実態調査、毎年出ている部分で、北海道のオープンデータとなっております。これから非正規雇用労働者の関係する部分について抜き出したものということで、御理解を賜りたいと思います。4ページ目には、特に真ん中、左から2番目の設問であります。非正規雇用労働者の仕事ということで、通常ですと、この枠の4つある中の2番目の正規雇用労働者より軽易な仕事、これが普通なのだろうと思いますが、正規雇用労働者とほぼ同じというところも28%ある。これで同一労働同一賃金の考え方に沿って同じ賃金が支払われてはいればいいのですが、そうじゃないところも多分にあるのだろうと思っております。また、右端の転換制度についても、転換制度自体が無いところもまだありますし、実績無いところでは、家計補助者であれば、もちろん正規雇用労働者になるという選択肢はおそらくないだろうと思いますが、例えば実績がなければ、制度自体があってもなかな

か厳しい状況も伺われるのではないかと考えております。

5 ページ 2 - 2 になります。こちらは各種手当の制度の関係です。上段の「賃金」のところを見ますと、真ん中に「非正規雇用独自の制度があり」というところが一番多いことになっております。独自制度ですからおそらく正社員よりは低い制度になるっていうのが、普通に考えられることではないかと考えておりますし、その右隣の「賞与」、我々でいう一時金という形になりますが、制度自体無いというところが残念ながら 1 番多い割合になっております。通勤手当を飛ばして住宅手当も制度自体無いであるとか、家族手当の制度が無い、要するに制度自体、手当自体が正社員と差をつけているところが多いことが読み取れるのではないかと思います。

次のページになります。ここに項目名を入れ忘れておりますが、「同一同一」の関係です。同一労働同一賃金の考え方で右側の四角囲みの中を見ますと課題としていところが、人件費負担の増加とが一番多い回答となっているところを見ますと、まだまだ労働者を、語弊を恐れずに言えば、安い賃金でなんとか働いていただきたいというのが、こういうところからも見て取れるのではないかと考えております。

続いて 7 ページ、3 ポツの各種指標の関係で、最後の方で訂正があります。上段の四角囲みの中になります。連合としては今年の春季生活闘争、賃上げのノルムの確立、実質賃金が当たり前に上がっていくというものの確立を目指してきたところです。それによって道内の妥結状況ですが、最終集計までまだ 2 か月ちょっとありますが、この時点での加重平均 13,995 円、4.81%。これが最新の数字になっております。ただこの中で、特に 100 人未満のところ、要するに中小の方に当たるかと思っておりますが、12,537 円、4.91%、昨年より大幅に引き上がっているところが今年の特徴だと思っております。また時間給の方々もいっぱいいらっしゃいますが加重平均で 76.93 円上がっております。率にして 6.50%。また加重平均時給 1,256 円 96 銭。これは 50,123 名の集計となっております。こう見ますと、組織されているところはきちんと上げていくということが見て取れると思っておりますし、未組織のところも上げてしかなるべきだと思っております。今後の金額審議につきましては、外部資料を用いた審議をお願いしたいということになります。その中で、まず先に訂正をしておきます。一番下の賃金構造統計調査令和 4 年というのは古いデータですが、令和 6 年が最新ですので、6 年ということになります。短時間労働者の時間給で男性は 1,455 円、女性は 1,218 円です。ちなみに記載はありませんが、平均では 1,277 円となっています。その他にも外部資料のイーアイデムさんはいつも使わせていただいておりますが、募集の平均時給は 1,300 円。そのうち 1,200 円未満の募集につきましては 6,426 件中 962 件ということで 15% 弱になっておりますので、是非大幅な引上げに向けて審議をお願いしたいということと、リクルート、もうデータが古いかもしれませんが、リクルートで出しているスポットワークも 1,187 円に平均はなっております。もちろん業種によっては最低賃金額というところもあることは否定しませんが、平均では 1,187 円となっておりますので、是非ここを目指した審議もするべきと考えております。

次のページの 8 ページ 4 ポツになります。「北海道の消費者物価指数の推移」とな

っております。上段は総合指数等々が記載となっております。下の黄色いグラフの方ですが、今年に入って少し落ち着いているというのが見て取れるかと思いますが、基準は昨年同月比です。昨年が大幅に上がっている中で、今年も上がっているということを注目していただきたいところです。ですから、落ち着いているとはいえども、昨年結構上がった中で、またさらにプラス。また今年もかなりの値上げが予定をされているところですので、それに負けない最賃額の引上げ、これは必要なんだろうと思っております。

9ページ5ポツになります。「年収200万円以下をなくそう」ということで、これまでの推移をグラフ化しております。年々200万円以下の方は減っているということで、2024年が最新データですが、21%まで減ってきて、5人に1人は200万円以下。ただし、この中に生活の補助、家計補助の方はもちろん含まれておりますので、この方たちの生活が苦しいということではもちろんございませんが、この中にもこれで生計を立てていらっしゃる方も、もちろんいるということが推定できますので、この方々の部分についても、きちんと最低でも200万円以下の方は無くしていく方向に持っていかなければいけないと思っております。

10ページ目、6-1「その他」ということになります。「最低賃金大幅引き上げの原資確保を」となっておりますが、パートナーシップ構築宣言は順調に伸びておりまして、5,096社ということに北海道はなっております。これは特設サイトから最新データを引っ張ってきた数字となっております。きちんと構築宣言を広めて、それを実行に移していただく、それで価格転嫁も進んでいく、それが理想だと思っておりますので、パートナーシップ構築宣言もかなり増えてきておりますので、これに向けて最低賃金を上げていくことがより大事だと思っております。真ん中には、今年1月1日に改正されました「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」、今年、取適法の施行になりましたので、その関連で指針が改正されておりますので、それに沿って是非進めていただきたいということもありますし、最後の下段になりますが、今年1月23日に開催されました北海道政労使会議、ここで政労使全会一致で共同宣言が採択されておりますので、それに向けてきちんとやっていただければ、最低賃金の引上げも大幅にできると思っております。

最終ページの11ページ6-2になります。「その他」ということで、連合が出している都道府県別の連合リビングウェイジになります。全部47都道府県ありますので、もし必要ということであれば、専門部会議の資料で出していきたいと思えます。Bランク、京都がBランクの一番上ということになっております。この資料では北海道は下から4番目にございます。連合リビングウェイジ、要するに最低生計費ということです。自動車保有、保有してない場合でも1,190円となっておりますし、特に注目いただきたいのは、横の四角囲み2つ目の。北海道の中で、住居費はもちろん、埼玉よりかなり安いということは見取れると思えますが、住居費以外の必要分の部分については、101.8ということで、100を上回っているということになります。これは47都道府県で北海道が住居費以外の費用が一番かかるということになりますので、その辺も考慮していただきながら、最賃の金額審議に臨んでいきたい

と思っております。その他にも、全国平均との乖離解消に向けて労働者側としては取り組んでまいりたいと思います。労働者側は以上になります。

○亀野会長

ありがとうございます。それでは引き続きまして、使用者側代表委員からお願いします。

○池田委員

使用者側代表委員の池田でございます。

それでは私から、2026年度北海道地方最低賃金審議会における、使用者側の基本的見解についてお話をさせていただきます。

まず、1ページ目ですけれども、使用者側の基本的な考えということで、足元の現状をお話しますと、我が国経済は緩やかな回復傾向が見られるものの、その内実は依然として地域間、企業規模間で大きなばらつきが存在しております。特に北海道においては、人口減少や高齢化の進行に加え、エネルギー価格や原材料費の高騰、さらには、人件費の上昇圧力が複合的に企業経営を圧迫している状況にあります。加えて、中小企業・小規模事業者においては、価格転嫁が十分に進まず、収益基盤が脆弱なまま事業継続を余儀なくされているケースも多いと承知しております。このような現状認識に立ち、最低賃金の引上げについては、慎重かつ現実的な議論が不可欠であります。最低賃金は、労働者の生活の安定を図る上で重要な施策である一方、その急激な引上げは、経営体力の乏しい企業にとって、事業の継続そのものに直接的な影響を及ぼす可能性があります。特に地方においては、都市部と比較して賃金水準や収益構造が異なるため、画一的な水準引上げには慎重であるべきと考えます。

使用者側としては、最低賃金の決定に当たり、中央最低賃金審議会の目安を尊重しつつも、北海道の地域経済の実情を十分に踏まえた判断がなされるべきであると考えます。具体的には、中小企業の賃上げ余力、生産性向上の進展状況、企業収益の動向、さらには物価上昇が企業経営に与える影響など、総合的な視点から総合的に検討する必要があると考えます。

また、近年は構造的な人手不足の進行を背景に、賃上げ圧力が高まっておりますが、自主的な賃金改善と制度的な最低賃金の引上げは、本来異なる次元のものであります。企業の持続的成長を通じた賃金上昇こそが望ましい姿であり、最低賃金はあくまでその下支えとしての役割にとどめるべきであると考えます。

2ページ目ですけれども、政府もこれまで掲げてきた2020年代の全国平均時給1,500円の引上げを見直し、遅くとも2030年代前半のできる限り早期に全国平均1,500円を達成するに再調整をしております。高い目標の達成に向け、官民でたゆまぬ努力を継続という2025年の骨太の方針で閣議決定したものと同様の趣旨の表現をしつつ、30年代前半での達成を容認する形になっております。

最低賃金の引上げに伴う影響として、非正規雇用の抑制や労働時間の調整、さら

には人件費増加による価格転嫁の困難化など、副次的な影響にも十分留意する必要があります。こうした影響が地域経済全体に波及することを考慮すれば、持続可能性の観点からも、段階的かつバランスの取れた引上げが求められます。

政策的観点としては、中小企業の賃上げを支える公的支援の充実が不可欠です。業務改善助成金の拡充や、生産性向上に資する設備投資支援、さらには価格転嫁を促進する取引慣行の是正など、実効性のある施策が伴わなければ、最低賃金の引上げのみが先行する形となり、結果として企業の疲弊を招く懸念がございます。

3 ページ目ですけれども、企業の状況についてお話をしたいと思います。法定3要素のうち、使用者側が重視する通常の事業の賃金支払能力に関する資料を御説明いたします。6 ページ以降に参考資料が載っておりますので、参考までに御覧いただければと思います。まず一つ目は、2026年6月調査の日銀短観、これを見ますと、業況判断DIは大企業でプラス7、中堅企業でプラス4と底堅い一方、中小企業についてはプラス1にとどまっており、規模感の格差が引き続き確認される状況になっております。また、先行きについては、大企業でマイナス4、中堅企業でマイナス9、中小企業でマイナス6と、企業の景況感は総じて慎重な見方となっております。また、6月の日銀短観によると、2025年度の売上高経常利益率は大企業で、10.42%と2桁の太台に乗りましたが、中小企業は4.69%と半分弱にとどまっており、稼ぐ力は伸びておりません。

中小企業景況調査におきましては、北海道地域の中小企業の業況判断DIは、全産業で前期より1.1ポイント増のマイナス22.7と、2期ぶりに上昇しておりますが、依然としてマイナス圏域にあります。また、原材料・商品仕入単価DIは全産業で前期と比べて11.9ポイント増の76.2と5期ぶりに大幅な上昇をした一方、売上単価・客単価DIは全産業で3.6ポイント増の19.1と3期ぶりの上昇にとどまり、中東情勢の影響による仕入単価の上昇を十分に転嫁できていない状況にあると思われます。

企業の支払能力に大きく関係する価格転嫁について、道の企業経営者意識調査、2026年6月ですが、この調査結果によると、全体では価格転嫁が進んでいないと回答した企業の割合は、47.6%で前回調査より7.6ポイント拡大しております。価格転嫁が進んでいると回答した企業は前回調査から7.2ポイント縮小し5割を下回っております。取適法の施行など官民を挙げた取組にもかかわらず価格転嫁はなお道半ばの状況にあります。

道の調査は5月時点の状況であり、加えて6月の国内企業物価指数は前年比7.1%と大幅に上昇していることを踏まえると、中東情勢の影響は十分に反映されていないことも考えられ、引き続き中東情勢の影響も丁寧に確認していく必要があると思います。

4 ページ目ですけれども、東京商工リサーチが発表した2026年上半期の企業倒産件数ですけれども、前年同期比7.1%増の5,346件となり、上半期としては12年ぶりに5,000件を超えております。物価高を要因とする倒産は27.6%増の439件、人手不足による倒産は37.7%増の237件で、このうち人件費高騰は120件と2.4倍に急増しております。飲食店や飲食料品の小売業では買い控えが響き、コスト上昇分を価格転

嫁することにも限界が見え始めております。地域別では、9地域のうち東北以外の8地区で倒産件数が前年同期比を上回っており、増加率が最も高かったのは北陸地方の37.3%、次いで北海道の17.1%となっております。今後については、中東情勢が既に中小企業の資金繰りに影響を与えているとの見方を示しております。同時に発表した6月の倒産件数は前年同月比20.4%増の1,021件で、2年1か月ぶりに1,000件を超えております。

北海道新聞社の2026年4月から6月までの経済動向調査によりますと、自社の利益が前年同期よりも減少と回答した企業は30.9%で、増加の23%を上回っております。増加から減少の割合を引いた利益DIはマイナス7.9で7期ぶりのマイナスでした。イラン情勢の悪化により石油製品などの価格高騰が、道内企業の稼ぐ力を削ぎ始めていると思います。利益DIはコロナ禍だった2022年1月から3月期のマイナス18.7以来の低い数値であります。

また、日銀が発表する6月の全国の企業物価指数は前年同月比で7.1%上昇しております。4月の5.3%、5月の6.3%という伸び率を拡大している状況にあります。

5ページ目ですけれども、以上を踏まえ、使用者側委員としては、以下の基本姿勢で審議委員に臨みたいと考えております。

- 1つ目は、北海道経済の実態を的確に反映した水準決定を求めること。
- 2つ目は、中小企業・小規模事業者の支払い能力を最優先に考えること。
- 3つ目は、急激な引き上げではなく、段階的で現実的な対応を重視すること。
- 4つ目は、賃上げに向けた環境整備と政策支援の充実を強く求めること。
- 5つ目は、就業調整の要因となりうる発行日の設定の議論を重視すること。

最低賃金は、労働者の生活と企業経営の双方に直結する極めて重要な制度です。だからこそ、理念先行ではなく、実態に即した冷静かつバランスの取れた議論を通じて、地域経済の持続的発展に資する結論を導き出すことが求められます。

使用者側としては、本年度の審議においては、以上の認識と方針を共有し、責任ある議論を尽くしていきたいと思っております。

○亀野会長

ありがとうございました。労使双方から御意見・主張をいただきました。双方とも貴重なデータを示していただいた上で、意向表明をしていただいたと思っております。ただ今の双方の御主張に対しまして、御質問等がございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○各委員

なし。

○亀野会長

特に無いようですので、次の議事に入っていきたいと思っております。(6)「特定最低賃金改正に係る必要性の有無の諮問について」でございます。北海道労働局長から、

特定最低賃金改正に係る必要性の有無について諮問がなされると伺っております。
事務局から説明をお願いします。

○賃金室長補佐

特定最低賃金改正に係る申出内容について説明します。

資料の35ページを御覧下さい。資料番号6のとおり、申出がありました「処理牛乳・乳飲料、乳製品、砂糖・でんぷん糖類製造業」、「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「船舶製造・修理業、船体ブロック製造業」につきましては、申出内容の不備もなく、定量的要件である当該最低賃金の適用を受ける労働者のおおむね3分の1以上の合意によって行われておりますことを報告します。

それでは、北海道労働局長の村松から北海道最低賃金の改正決定について諮問をさせていただきます。諮問文につきましては、資料の右上に資料番号7と付した写しを配布しておりますので御参照願います。

会長及び局長は中央までお進み願います。記者の方で写真撮影をされる方は、撮影可能な場所まで移動していただいて構いませんので、よろしくお願いいたします。

○労働局長

北海道地方最低賃金審議会 会長 亀野 淳 殿

北海道労働局長 村松 達也

最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき、下記の最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

記

北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、砂糖・でんぷん糖類製造業最低賃金

北海道鉄鋼業最低賃金

北海道電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業最低賃金

○賃金室長補佐

会長及び局長におかれましては、お席にお戻り願います。

委員の皆様は、これから写しをお配りします。

傍聴の方は、審議会終了後、お持ち帰り下さい。

それでは会長、引き続き進行をお願いします

○亀野会長

ただ今、4業種の特定最低賃金の改正決定に係る必要性の有無について諮問を受

けました。特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について審議をするということになりますが、地域別最低賃金である北海道最低賃金の答申がなされた後でなければ、特定最低賃金の改正決定の必要性の審議ができないことになりますので、第3回の本審において北海道最低賃金の答申がなされた後で審議をしたいと考えております。その方針でよろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○亀野会長

異議なしということで、それでは特定最低賃金の改正決定の必要性の審議につきましては、第3回本審において行うことといたします。

それでは最後、議事（7）「その他」について、事務局から何かありますか。

○賃金室長

3点報告します。

1点目は、令和8年7月21日に閣議決定されました「日本成長戦略」と「経済財政運営と改革の基本方針2026」についての報告です。いずれにも最低賃金に関わる記載がございます。参考資料番号1として添付しました第4回目安小委員会の資料である「日本成長戦略及び経済財政運営と改革の基本方針2026等について」の9ページ、「日本成長戦略」の「実質賃金/最低賃金の引上げへの対応」の項目ですが、読み上げますと「最低賃金については、2020年代に全国平均1,500円という高い目標（経済財政運営と改革の基本方針2025）の達成に向け、官民でたゆまぬ努力を継続し、労働生産性の継続的な向上を図ることで、遅くとも2030年代前半できる限り早期に全国平均1,500円を達成する」とされ、次の10ページ2行目から「毎年の最低賃金の引上げ額については、こうした政府の取組も踏まえつつ、法定3要素のデータに基づき、公労使三者構成の中央最低賃金審議会及び地方最低賃金審議会において、実態を踏まえた審議決定となるよう、議論いただく。地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされています。また、11ページからの「経済財政運営と改革の基本方針2026」の12ページ上から5行目から8行目及び下から6行目以降にかけて、おおむね同じ文章が記載されています。

また、7月23日木曜日に開催されました、第4回目安小委員会において、厚生労働大臣から、「これらに配意した、貴会の調査審議をお願いする」旨のメッセージが出されておりますことを併せて報告します。

2点目は、第3回本審の開催日程ですが、8月5日水曜日午後3時からの開催を予定しております。開催場所は、こちらの建物を予定しておりましたが、第1合同庁舎2階講堂に変更させていただきます。なお、第1回本審にてもお伝えしましたが、中央最低賃金審議会の目安小委員会の審議状況によっては、開催時期が遅れる

こともあり得ますので、その場合は、早急に日程調整を行い、開催日を決定したいと考えております。

3点目は、本日行われます第1回専門部会の開催時刻ですが、本審終了後、休憩をはさみ、14時30分から開催させていただきます。

以上でございます。

○亀野会長

事務局から3点説明がありましたが、何か質問等はございますか。

○各委員

なし。

○亀野会長

よろしいでしょうか。それでは第3回本審の開催は、令和8年8月5日水曜日午後3時から札幌第1合同庁舎2階講堂にて開催を予定しております。ただし、目安の答申及び専門部会の審議の状況によっては、日程調整をさせていただくことになります。

また、本日の第1回の専門部会は、14時30分からの開催となりますので、専門部会の委員の皆さんは、よろしくお願いいたします。

他に何かございますか

○各委員

なし。

○亀野会長

なければ以上をもちまして、本日の審議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。